

令和8年（フ）第33号

兵庫県西宮市今津巽町7番1号

破産者 有限会社廣田内装

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第19号

愛媛県今治市天保山町四丁目4番地16、前住所愛媛県今治市本町四丁目2番地18

破産者 有限会社ヒロセ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

松山地方裁判所今治支部

令和8年（フ）第45号

高知市上町三丁目6番6号

破産者 株式会社マイコー四国

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第131号

高知市高見町266番地1 サンコート高見1F

破産者 株式会社サンショウダイニング

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第61号

青森県三戸郡五戸町大字上市川字赤川々原21番地3

破産者 類家 光

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和8年（フ）第5号

青森県十和田市大字三本木字北平147番地438

破産者 上野山昭彦

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和8年（フ）第6号

青森県十和田市元町西五丁目7番10号

破産者 上野山叔子

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和8年（フ）第24号

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番地54 晴ヶ丘老人ホーム

破産者 宮古 久彦

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和8年（フ）第28号

青森県上北郡おいらせ町神明前143番地111

破産者 大田 樹

- 1 決定年月日 令和8年9月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和7年（フ）第224号

茨城県常総市内守谷町4836番地1

破産者 木所裕見子

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和8年（フ）第7号

茨城県結城郡八千代町大字芦ヶ谷450番地2、住民票上の住所茨城県古河市東二丁目10番7号

破産者 秋葉 知也

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和8年（フ）第74号

群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩15番地の1

破産者 室岡 直子

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和8年（フ）第83号

群馬県太田市大島町342番地2

破産者 河田 善信

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年（フ）第752号

東京都八王子市上野町108番地 フレグラン ス富士森205号

破産者 竹内 昭宏

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第74号

長野県木曽郡木曽町福島6229番地2 福島団地2棟401号、開始決定時の住所長野県木曽郡木曽町福島3032番地

破産者 武藤喜美子

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所木曽支部

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第22号

鹿児島県薩摩川内市中郷町5457番地

破産者 田代 いづみ

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年（フ）第51号

鹿児島県出水市美原町912番地

破産者 木原 奈緒子

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年（フ）第57号

鹿児島県出水郡長島町下山門野2362番地

破産者 濱田 かおり

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年（フ）第62号

札幌市手稲区前田1条10丁目8番5—301号

破産者 栗田 直樹

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第874号

札幌市東区北20条東16丁目2番3—402号

破産者 田中 宏介

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部